令和5年度外国人介護人材マッチング支援業務委託仕様書

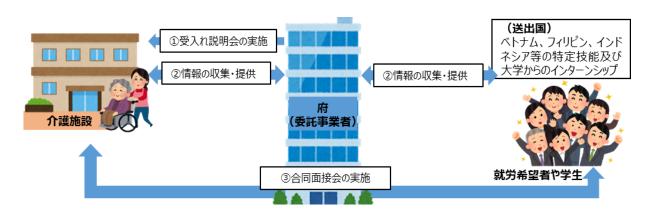
1. 委託業務名

令和5年度外国人介護人材マッチング支援業務

2. 業務の目的

国の外国人人材受入制度の拡充に伴い、日本での就労を希望する外国人介護人材は年々増加している。一方、府内の介護施設等では、介護人材の確保に課題を有しているところが多いものの、外国人の受入れに関するノウハウがないこと等により、雇用を躊躇する施設も少なくない。

このため、大阪府が実施したアンケート調査による、外国人受入れ未実施施設からの受入支援に関するニーズを踏まえ、外国人介護人材受入れに向けた制度等の理解促進と不安の解消を図り、介護分野の特定技能により府内の介護現場での就労を希望する者(以下「特定技能就労希望者」という。)及び現地大学に在籍するインターンシップ生(以下「インターンシップ生」という。)と府内介護施設等とのマッチングを支援することにより、外国人介護人材の受入促進と、介護人材不足の低減に寄与することを目的とする。



3. 契約期間

契約締結の日から令和6年3月31日(日曜日)まで

4. 委託上限額

12,967,000円(消費税及び地方消費税含む)※本事業を履行するすべての経費を含む

5. 業務内容及び企画提案を求める事項

施設とのマッチング数について、特定技能就労希望者 50 名以上を目標とする。 なお、インターンシップ生のマッチング数については、府と現地の大学が覚書締結後に別途提示 する。

(1)外国人介護人材受入れ説明会の実施

【業務内容】

- ・初めて外国人介護人材を受入れたいと考えている府内で介護保険法上の介護事業を行う法人 又は施設・事業所を対象とした説明会を1回以上開催すること。
- ・既に外国人介護人材を受入れている施設の事例紹介を行うこと。
- ・説明会の内容については、本事業の趣旨・目的に加え、事業の内容や具体的なスケジュール、特定技能外国人及びインターンシップ生受入れに必要な準備、費用負担等について説明すること。
- ・説明会の開催については、対面型、オンライン型のいずれの方式での開催でも可とし、必要な会場、機材等は受託者にて手配し開催すること。

・説明会を開催にあたっては、対象の施設に対して可能な限り広く案内・周知を図ること。

【提案を求める事項】

説明会参加施設の確保に向けた工夫や取組内容 (事業周知方法、説明会の内容、説明会の実施方法)

(2)特定技能就労希望者、インターンシップ生及び受入れ希望施設に関する情報収集と情報提供 【業務内容】

- ・マッチング支援対象国は、府内介護施設等の受入状況を踏まえ、原則ベトナム、フィリピン、インドネシアとする。
- 上記3か国以外を対象とする場合は、その理由を付した上で提案をすること。
- ・特定技能就労希望者及びインターンシップ生に関する情報を収集すること。
- ・なお、インターンシップ生については、府と現地の大学が覚書締結後に別途提示する内容に 基づき業務を行うこと。
- ・特定技能就労希望者及びインターンシップ生に関する情報を受入れ希望施設へ提供すること。
- ・収集した受入れ希望施設に関する情報を特定技能就労希望者及びインターンシップ生へ提供 すること。

【提案を求める事項】

- ・マッチング支援対象国(3か国以上)
- ・特定技能就労希望者、(インターンシップ生)に関する情報収集・提供の方法とスケジュール
- ・府内受入れ希望施設の情報収集・提供の方法とスケジュール

(3)特定技能就労希望者、インターンシップ生及び受入れ希望施設とのマッチング

【業務内容】

- ・介護職種での特定技能試験に合格した特定技能外国人を募集すること。
- ・募集する特定技能外国人については、海外で実施した試験及び日本国内で実施した試験を 問わず、対象国の外国人を対象とすること。
- ・特定技能就労希望者(及びインターンシップ生)の募集の際には、府や介護施設等所在地域の魅力等の情報発信・情報提供及び介護の仕事内容について説明を行うこと。
- ・インターンシップ生については在籍している学校を経由して参加希望を受け付けること。
- ・特定技能就労希望者及びインターンシップ生と受入れ希望施設との合同面接会を2回以上 開催しマッチングに繋げること。
- ・マッチングの状況に応じて個別面接会を別途開催すること。
- ・マッチングにあたっては、特定技能就労希望者及びインターンシップ生、受入れ希望施設 相互合意が得られるようにすること。
- ・マッチング後も特定技能就労希望者及びインターンシップ生、受入れ希望施設から相談(生 活支援等)があった場合に対応できる体制を整えておくこと。
- ・面接会の開催については、対面型、オンライン型のいずれの方式の開催でも可とし、 必要な会場、機材等は受託者にて手配し開催すること。

【提案を求める事項】

・マッチングに向けた合同面接会(2回以上)、個別面接会、相談対応の内容 (合同・個別面接会の実施方法、時期、相談対応の体制と方法)

(4)本事業の目標達成に向けた取組み

【業務内容】

・「5. 業務内容及び企画提案を求める事項」に掲げる目標の達成に向けて、具体的な KPI (業務毎のプロセスと数値目標)を設定すること。業務の効果検証を実施すること。

【提案を求める事項】

事業目標達成に向けた具体的な KPI (業務ごとのプロセスと数値目標)、業務効果の分析・検証手法。

6. 本業務実施にあたっての留意事項

- (1)業務実施期間における新型コロナウイルス感染症に係る対応
 - ・業務実施期間の新型コロナウイルス感染症防止対策の大阪府要請内容に基づいた府の指示 には全て従うこと。

(2) 個人情報等の取扱い

- ・受託者は、本業務で知り得たいかなる情報も第三者へ漏らしてはならない。本業務の終了後においても同様とする。
- ・本事業で入手した個人情報を有する書類等については、本業務完了後、確実かつ速やかに 廃棄、または消去すること。

(3)情報セキュリティ対策

- ・情報セキュリティ、データのバックアップや障害発生時の復旧等、安全に配慮した管理 を行うこと。
- ・不正なアクセス等により消失、毀損が生じた場合には、原因を解明し速やかに対策を講 ずるとともに府へ報告すること。

(4)業務実施体制

・管理責任者や担当者等、本業務を適切に実施するために必要なスタッフを配置し、無理 なく業務を実施できる業務スケジュールを組むこと。

(5)登録支援機関としての業務

- ・受入れ施設に求められている特定技能外国人人材に対する義務的支援を受入れ施設の 希望により、受託者が登録支援機関として受入れ施設に求められる義務的支援(※)を 代行する場合は、本業務で実施する支援とは区別して行うこと。
 - ※義務的支援:事前ガイダンス、入国手続きに係る支援、入国時の空港等と事業所また は住居への送迎、住居確保・生活に必要な契約支援、生活オリエンテー ション、公的手続きへの同行、日本語学習機会の提供、苦情・相談への 対応、日本人との交流促進など

(6) 職業紹介事業の許可

・職業安定法第30条第1項に規定する有料職業紹介事業の許可又は同法第33条第1項に 規定する無料職業紹介事業の許可のいずれかを受けていること。 共同企業体の場合は、1法人以上が許可を受けていること。

(7)募集情報等提供事業を行う場合

・労働者になろうとする者に関する情報を収集して募集情報等提供事業を行う場合、 職業安定法に基づき、特定募集情報等提供事業者として届出を行うこと。 (職業安定法第4条第6項、第43条の2)

(8) インターンシップ生の受入れについて

・インターンシップ生の受入れについては、出入国在留管理庁の「外国の大学の学生が行 うインターンシップに係るガイドライン」に沿って適切な対応を行うこと。

(9) その他

・当該事業においては、特定技能就労希望者、インターンシップ生と受入れ希望施設とのマッチングに際して生じる経費(現地面接会参加にかかる費用等)及び受入れに際して生じる経費(入国手続きに係る書類作成費、渡航費、登録支援機関費用等)について

は、全て受入れ希望施設が負担することを前提としていることから、その点を受入れ希望施設に誤認が生じないよう、明確に説明すること。

- ・受託者は、業務の実施に際して常に府と綿密な連絡を取り、その指示に従うこと。 また、府は、受託者に対して随時、業務の報告を求めることができる。
- ・関係法令を遵守し、コンプライアンスに配慮した運営をすること。
- ・業務の再委託は原則禁止することとし、必要がある場合は府と協議し、府の承認を得る ものとする。
- ・本仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、事前に府と受託者が 協議の上、決定する。

7. 業務完了後大阪府へ提出するもの

- (1)提出物
 - ① 実績報告書
 - ② 受入れ説明会、情報取集・提供及びマッチングに関する資料を提出すること。 (詳細は大阪府と協議すること)
 - ③ 本事業の検証や分析を行った資料を提出すること。
 - 4 その他府が指定するもの。
- (2)納入期限

※別途指定する期日までに提出すること。

(3)業務完了

提出物の納入及び検査合格をもって業務の完了とする。

(4)納入場所

〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前3丁目2番12号 大阪府庁別館8階 大阪府福祉部地域福祉推進室福祉人材・法人指導課人材確保グループ